

長野県内の国有林野内における ニホンジカ等の捕獲推進に関する覚書の締結

【技術普及課】 長野県、一般社団法人長野県猟友会及び中部森林管理局の三者は、野生鳥獣による農林業被害等の軽減及び自然生態系への影響の軽減を目的として、より一層の連携強化により、国有林内における捕獲等の活動を持続的かつ効果的に行うため、昨年11月2日、長野県庁において覚書を締結しました。長野県内に生息するニホンジカの生息密度を適正な水準に誘導するためには、民国が連携し、国有林野内の捕獲にも積極的に取り組むことが必要であり、長野県レベルでの覚書を締結することについて、三者合意に至ったものです。

覚書では、三者それぞれの責務が定められており、要約すると、猟友会が特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲を国有林野内で行う際の入林手続きの配慮、猟友会が国有林野内の山火事、崩土等を発見した場合の通報、捕獲許可申請に対する円滑な手続き、などとされています。

また、三者が協力して行う主な取組としては、地域の野生鳥獣対策協議会等及び地区猟友会と森林管理署等の間で締結する協定(国有林野内での捕獲に関して狩猟期間中も車両での通行を可能とすることや国有林野の管理への協力等)の締結促進のほか、地域における捕獲推進、ニホンジカの生息調査等に係る情報共有、新たな捕獲方法の実証等を行うこととされています。



覚書を取り交わして報告する三者

締結後新島局長からは「今回の覚書を取り交わし、今後、地域の皆さんとともに、ニホンジカ対策をはじめ、様々な課題に連携して取り組んでいくことにより、長野県の森林・林業、木材産業の振興、ひいては地域の振興に貢献したい」との挨拶がありました。

国有林がニホンジカ増加の温床となっているとの意見もある中、各署等の職員一人一人が、ニホンジカによる被害により森林や山村が衰退の危機に瀕していることを認識し、今回の覚書を機に、野生鳥獣対策協議会等及び地元猟友会と森林管理署等との間で協定を締結することにより、地域と一体となった取組が一層進むよう期待しているところです。

国有林野内におけるニホンジカ等の捕獲に関する協定締結

〔木曽署・南木曽支署〕 農林水産省と環境省では、平成35年度までにニホンジカの頭数を半減するとの目標を掲げ「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に取り組んでいます。

この目的を達成する取組のひとつとして、地元猟友会がニホンジカ等の捕獲を実施する場合に、国有林への車両での入林を可能とするため、木曽猟友会と木曽森林管理署及び南木曽支署が木曽地域振興局長立ち会いのもと、「国有林野内におけるニホンジカ等の捕獲に関する協定」を締結しました。

協定締結式は12月19日、長野県木曽合同庁舎において執り行われ、木曽猟友会各支部長、木曽地域振興局林務課鳥獣対策関係者等が見守る中、三尾木曽猟友会長、増田木曽地域振興局長、新津木曽森林管理署長、酒向南木曽支署長が協定書に署名し協定発効となりました。



協定締結後の記念写真

木曽谷地域でも周辺地域等から侵入してきたニホンジカが生息範囲を拡大しており、今後の農林業に与える被害が拡大する可能性があり、国有林に生息するニホンジカ等の鳥獣が、国有林だけでなく地域の農林業地にも被害を与えることが懸念されることから、今回の協定に基づく捕獲が農林業被害の軽減につながることを期待しているところです。

木曽猟友会の三尾秀一会長は「木曽谷のニホンジカは今の段階で捕獲していかないと被害が確実に拡大していく。今回の協定でより広い区域での捕獲が可能となり、地域の農林業被害軽減につながれば」と、今回の協定による捕獲に積極的に取り組みたいと決意表明がありました。

木曽谷地域の森林の3分の2は国有林であり、この協定による捕獲範囲拡大と機動力向上が期待されます。今回の協定は、昨年11月に長野県、一般社団法人長野県猟友会、中部森林管理局の三者で覚書を締結したことを受けて、中部森林管理局管内で初めての協定締結であり、今後、他の地域への波及効果も期待しています。